

第7回総会 令和2年12月25日

局長 起立、一同礼、着席

局長 それでは、総会に先立ちまして、12月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、農地改良届出2件提出されていますので報告いたします。

まず1番を報告します。土地の所在は、大字三宅字〇〇番1、地目：田、現況：畑、面積598㎡、所有者：大字三宅〇〇番地 〇〇、耕作者も〇〇、改良する理由は、周囲の土地、道路より低く、水はけが悪いので、80cm程盛土して、使いやすい農地とされています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 15番 1番を報告します。地図が配布されていますので確認下さい。場所は、〇〇から約600m〇〇方面、北に向かった、道路沿いの農地となります。東が住宅、西が市道、南も市道、北が農地となります。申請農地が、周辺より一段低く、雨の日には、周辺の道路、住宅から水が入り込み、排水が悪く耕作しにくいことから、盛土して優良な農地に復元するという事で申請されています。完了後は、畑も高くなりますので、家庭菜園を行うことも確認していますので報告します。

局長 次に2番を報告します。土地の所在は、大字上三財字〇〇番17他1筆、地目・現況ともに畑、面積4,968㎡、所有者：大字上三財〇〇番地、〇〇、耕作者も〇〇、改良する理由は、高低差のある農地2筆を、同じ高さに均一化して使いやすい農地とされています。現地を確認されています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

- 22番 2番を報告します。現地は、地図では分かりにくいかも知れませんが、三財の〇〇公民館から、〇〇集落へ上がる途中の農地となります。若干荒れた状態となっていましたので、重機を入れて、復元するため、整地すると同時に2枚の農地の高低差を無くして1枚の農地とすることでしたので、今回改良届を出してもらったものであります。

以上報告いたします。

局長 また、相続届出 5 件、使用貸借合意解約 6 件、賃貸借合意解約 10 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

会長が所用により欠席されていますので、これからの総会進行につきましては、〇〇会長代理をお願いいたします。

会長代理 ただ今から令和 2 年度第 7 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、農業委員 15 名、推進委員 16 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13 番 〇〇委員、28 番 〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1~2 ページの通り申請件数は 5 件であります。

1 番を説明します。受人：妻の〇〇、渡人：神奈川県〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 1,255 ㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅分譲用地です。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 今回は、22 番〇〇委員と私（6 番 〇〇委員）が会長の命を受けまして、12 月 17 日午前 8 時 30 分から、杉尾係長と申請書の審査等を実施した後、杉尾係長と中井主事同行のもと、農地法第 5 条 5 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。尚、非農地証明調査には、3 番、〇〇委員、11 番、〇〇委員にも同行いただきました。

22 番 1 番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東 150m 行っ

た所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、宅地分譲用地とするために申請されたものです。周囲は、東側は宅地、西側は道路、南側は山林、北側は道路となっています。雨水は、市道側溝に排水します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出は特に懸念するところは見受けられません。転用する周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：横浜市の〇〇、渡人：平郡の〇〇、〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他3筆、登記・現況ともに畑、面積1,879㎡、申請事由：太陽光発電パネル設置用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：再生可能エネルギー発電設備太陽光パネル340枚の設置であります。

議 長 2番について特別調査員の報告をお願いします。

6 番 2番について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落で、〇〇公民館から西に

300m 程行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人〇〇が、〇〇、〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、太陽光発電パネルを設置するために申請されたものです。周囲は、北側は宅地、西側は宅地、南側は山林、北側は道路となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出は特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのことです。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の購入価格は、〇〇円です。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：下三財の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番他1筆、登記：田、現況：宅地、面積505㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：贈与による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築ですが、既設倉庫、車庫の違反転用を是正し、申請するもので始末書が添付されています。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

22番 3番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から、南へ150m

行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて、一般住宅を建設するために申請されたものです。この申請地は、義父、〇〇さんが日曜大工で倉庫、車庫を建築しています。今後は、このようなことの無いよう十分注意し、農地法の規定を遵守することで、違反転用を是正し、新たに住宅を建設するための転用申請です。この案件は、始末書が添付されていますので、ご確認下さい。周囲は東側は宅地、西側は母所有田を挟み宅地、南側は〇〇宅地、北側は宅地となっています。雨水は、南側排水路に流します。生活排水については、農業集落排水路に接続します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地周辺関係者等への同意を得ているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字

〇〇番、登記・現況ともに畑、面積1,034㎡、申請事由：農家住宅用地、権利の内容：

贈与による所有権移転、主な内容は：農家住宅及び倉庫の建築であります。

議長 4番について特別調査員の報告をお願いします。

6番 4番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落で、〇〇公民館から南東に約400m行った所の農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。

申請人の〇〇さんが父〇〇さんから贈与により所有権移転を受けて、農家住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は農地、南側は宅地、北側は県道となっています。雨水は、排水枡から水路に流します。生活排水については、農業集落排水施設に接続します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に5番の説明をお願いします。

局長 5番を説明します。受人：京都市の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇

〇番1、登記・現況ともに畑、面積1,226㎡、申請事由：太陽光発電設備の建設、権

利の内容：地上権設定、主な内容は：太陽光発電設備パネル 324 枚の設置であります。

議長 5 番について特別調査員の報告をお願いします。

22 番 5 番について説明します。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、〇〇公民館から東へ 400m 行った所の農地です。詳細については配布済みの地図を参照して下さい。申請人、〇〇さんが〇〇さんから地上権設定より借り受けて、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は道路、西側は道路、南側は道路、北側は宅地となっています。雨水は、自然浸透により排水します。転用に伴う周辺への土砂流出については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の賃借料は、1 年間で〇〇円となっています。

議長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 この土地は、地上権設定となっていますが、地上権の期間があるのですか。

事務局 今回申請地の地上権設定期間は 30 年となっています。

18 番 排水について、自然浸透とのことですが、他に排水対策はとられないのですか。

事務局 この土地は平地であり、周囲には道路排水溝があります。自然浸透できない雨水は排水溝に流れますが、周囲もフェンスを設置することで流出を防ぐとのことでありました。

7 番 パネル下には作付けがなされるのですか。

事務局 今回の地上権設定は、区分地上権ではなく、農地全体の地上権設定であり、土地の借地権に近い権利設定ですが、借地権よりも強い権利が設定され、30 年間のソーラー設置を行う地上権設定となっています。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 31 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3～
4 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項
等については、担当者が報告いたします。

まず、1 番から説明いたします。受人：山田の〇〇、渡人：宮崎市の〇〇、申請地：
大字山田字〇〇番 4 他 1 筆、登記・現況とも田、面積 696 m²、権利の内容：売買によ
る所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 1 番を説明します。今回の申請は、宮崎市の〇〇さんから、山田の〇〇集落の〇〇さ
んへの売買であります。〇〇さんは以前、〇〇集落に住んでおられましたが、高齢で
もあり、宮崎市に住む息子さんと現在生活されています。家屋も処分され誰も住んで

おられません。その隣の田を処分するとのことで、今回売買されたものです。〇〇さんも以前は農業されていましたが、高齢のため、息子さんが今回の農地を耕作される予定であります。息子さんは、〇〇職員であります。休日等を利用して水稻等作付けしており、農業に必要なトラクター、軽トラック等農機具も一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この農地の売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番について説明します。受人：三宅の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番3、登記・現況とも田、面積567㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 2番について説明します。父親にあたる渡人の〇〇さんから、子にあたる受人の〇〇さんへ無償の所有権移転をするための申請地は、〇〇前の交差点から、〇〇方面に300m程進み、左手〇〇裏の農地となります。取得後は、その農地で稲作を行うとのことです。受人は、ピーマン、米、WCSを作付けし、農業に必要な農機具も一式揃っ

ており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番について説明します。受人：南方の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,601㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 3番を説明します。申請地は、〇〇地区になります。配布済みの地図を参照して下さい。受人〇〇さんが、渡人〇〇さんから、売買による所有権移転であります。申請地周辺殆どが受人の〇〇さん所有農地で、その一部に〇〇さんの農地があり、使い勝手の悪さから相談の上、〇〇さんが買受けすることとなったとのことです。受人の〇〇さんは、非常にきれいな農地管理をされる方で、農地法第3条の50a以上の作付等何ら問題はないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番について説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番2、登記・現況とも畑、面積105㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 4番について説明します。申請地は、三納の〇〇地区の農地です。この案件は、先月の総会でも同様な報告をしましたが、受人の〇〇さんの農地に、一部、渡人の〇〇さん所有の農地が含まれており、今回も贈与として所有権移転するものであります。状況も先月同様であり、何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番について説明します。受人：岡富の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記・現況とも田、面積930㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20番 5番について説明します。今回の申請は、延岡市の〇〇さんから、岡富、〇〇の〇〇さんへの贈与となります。農地の場所は、配布済みの地図を参照して下さい。〇〇交差点から、西へ約600m進んだ所の農地となります。受人は、米を約1町、ピーマンを約3反、スイートコーンを約3反作付けしており、農機具もトラクター、田植機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第3条の50a以上の作付けも問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番について説明します。受人：岡富の〇〇、渡人：延岡市の〇〇、申請地：大字

岡富字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 590 m²、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 6 番について説明します。5 番で説明しました、延岡市の〇〇さんから、岡富、〇〇の〇〇さんへの贈与となります。農地の場所は、〇〇公民館から、西へ約 100m 進んだ所の農地となります。受人は、米を約 1 町 1 反、ピーマンを約 5 反、スイートコーンを約 5 反作付けしており、農機具もトラクター、田植機、軽トラック等農業に必要な機械は一式揃っています。周辺作物への影響もなく、農地法第 3 条の 50a 以上の作付けも問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告で、まず初めに、所有権移転分から説明させていただきます。

議案書 5～7 ページの通り 6 件の申請であります。申請番号順に説明します。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：黒生野の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 1、

登記・現況ともに田、面積 353 m²です。

2 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、面積 3,960 m²です。

3 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1 筆、面積 994 m²です。

4 番 受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番オツの 3、登記：山林、現況：畑、面積 1,242 m²です。

5 番 受人：三納の〇〇、渡人：佐土原町の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 3、登記・現況ともに田、面積 2,706 m²です。

6 番 受人：清水の〇〇、渡人：平郡の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,024 m²です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については令和 3 年 1 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました 1 番から 6 番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

18 番 あっせんにより農地取得した場合、取得した農地をまた売買することに何か制約がありますか。

事務局 あっせんにより取得する農地は、耕作を目的とするものでありますので、本来であれば、継続して耕作していただくことが前提となるのですが、諸事情で耕作ができなくなった等やむなく手放さなければならないこともあると思います。最低でも、1 年、1 作をお願いしたいところであります。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 32 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第号 32 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 8～17 ページの通り 12 件であります。

申請番号順に説明します。

1 番 受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番 2 他 6 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 6,178 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

2 番 受人：南方の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他 12 筆、登記・現況ともに田、面積 14,404 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

3 番 受人：荒武の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 15 筆、登記・現況ともに田及び畑 15 筆、登記：畑、現況：樹園地 1 筆、面積 16,229 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

4 番 受人：穂北の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1 他 14 筆、登記・現況ともに田及び畑 13 筆、登記：田、現況：樹園地 1 筆、登記：山林、現況：畑 1 筆、面積 13,875 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

5 番 受人：下三財の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 4,511 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

6 番 受人：上三財の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 3 他 20 筆、登記・現況ともに畑 14 筆、登記：宅地、現況：畑 1 筆、登記：原野、現況：畑 6 筆、面積 36,468.83 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の再設定です。

7 番 受人：岡富の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番、登記・現況ともに田、面積 2,254 m²、令和 3 年 1 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

8 番 受人：三宅の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 940 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

9 番 受人：三宅の〇〇、渡人：穂北の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況ともに畑、面積 982 m²、令和 3 年 1 月から 5 年間の使用貸借権の新規設定です。

10 番 受人：藤田の〇〇、渡人：藤田の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他 5 筆、登記・現況とも田、面積 7,165 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

11 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 2,961 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

12 番 受人：茶臼原の〇〇、渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 2,988 m²、令和 3 年 2 月から 5 年間の貸借権の再設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和 3 年 1 月 5 日を予定しております。

議 長 説明がありました1番から12番について、一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第33号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案同第33号農業経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書18～26ページの通り、合計16件ありますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 譲受人：宮崎市の公益社団法人宮崎県農業振興公社、譲渡人：山田の〇〇、
申請地：大字山田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,873㎡、令和3年2月から5年間の農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、令和3年1月5日を予定しております。

議 長 代表1番の説明がありましたが、1番～16番まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 34 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 34 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。
今回の非農地証明交付申請は、議案書 27 ページの通り 2 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字下三財字〇〇番 12、地目：台帳：畑、現況：山林（竹林）、面積 399 m²、所有者：西都市大字下三財〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

非農地証明明細番号 2、土地の所在：大字平郡字〇〇番、地目：台帳：畑、現況：原野、面積 280 m²、所有者：西都市大字平郡〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事由 4 になります。

議長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

3 番 1 番について説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、10 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であり、また杉なども植林されておらず、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 番号 2 について地元委員の説明を求めます。

11 番 2 番について説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配布済みの地図を参照して下さい。申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10 年以上耕作されておらず、現地は竹が生えておりました。農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、周辺は山林となっており、事由 4 に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 43 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会長代理 _____

13 番 _____

28 番 _____